

健康経営の普及に関する連携協定書

山形県（以下「甲」という。）と山形県商工会議所連合会（以下「乙」という。）、山形県商工会連合会（以下「丙」という。）、山形県中小企業団体中央会（以下「丁」という。）、健康保険組合連合会山形連合会（以下「戊」という。）及び全国健康保険協会山形支部（以下「己」という。）とは、健康経営の普及に関して、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊及び己が県民、乙、丙及び丁の会員並びに戊及び己の加入者の健康増進・健康寿命の延伸を図るべく、相互に連携及び協力し、事業所における健康経営の普及を推進していくことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は前条の目的を達成するため、次の項目について、連携・協力を行うこととする。

- (1) 健康経営の普及促進に関すること
- (2) 健康経営優良法人認定制度に関すること
- (3) 健診の受診率拡大に関すること
- (4) 特定保健指導の実施率拡大に関すること
- (5) 生活習慣病の予防と健康づくりに関すること
- (6) 事業者健診データの取得に関すること
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（守秘義務）

第3条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、本協定に基づく連携・協力事項の検討及び実施により当該連携・協力の相手方から知り得た秘密及び情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、当該相手方の承諾なしに、第三者に開示し、漏えいし、又は加入事業所及び加入者の健康の保持増進以外の目的のために利用してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに、甲、乙、丙、丁、戊及び己のいずれからも終了の申し出がない場合は、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更・解除）

第5条 甲、乙、丙、丁、戊又は己のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議により、本協定を変更又は解除することができる。

2 甲、乙、丙、丁、戊及び己はいずれも、甲、乙、丙、丁、戊又は己のいずれかの法令又は本協定違反の事実が判明した場合は、本協定を解除することができる。

（疑義等の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義については、必要に応じて甲、乙、丙、丁、戊及び己間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を6通作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己がそれぞれ記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年5月24日

甲 山形市松波2-8-1
山形県知事

吉村美栄子

乙 山形市七日町3-1-9
山形県商工会議所連合会
会長

清野伸昭

丙 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階
山形県商工会連合会
会長

小野木寛

丁 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階
山形県中小企業団体中央会
会長

安房毅

戊 山形市七日町2-6-3
健康保険組合連合会山形連合会
会長

永井悟

己 山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル5階
全国健康保険協会山形支部
支部長

本間富美勝

※「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。